平成３０年（フ）第１０５号
大阪府高石市高師浜３丁目17番32―502号
債務者　多田　英樹
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１２１号
大阪府富田林市須賀１丁目21番７―301号
債務者　窪田　　浩
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１９３号
大阪府松原市天美東２丁目144番地の71
債務者　岩崎　誠志
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第２０８号
堺市南区高倉台２丁７番28号　谷内マンション302号
債務者　森口美都子
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第２２４号
大阪府羽曳野市向野２丁目１番10号
債務者　梅崎　梨紗
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第２２８号
大阪府大阪狭山市今熊４丁目710番地の51
債務者　前川　美和
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第２２９号
大阪府羽曳野市伊賀３丁目５番５号
債務者　松村　　曙
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第２３２号
堺市中区福田603番地　17―105号
債務者　今井　和子
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第２４９号
堺市東区野尻町383番地３　30ＡＬＬ101号
債務者　吉田　弘子
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第２６７号
大阪府松原市上田５丁目14番24号
債務者　青山　邦雄
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第３８号
香川県高松市成合町808番地３　めぞん成合104
債務者　北原　一彦
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第４号
盛岡市厨川４丁目４番１―304号、申立時の住所盛岡市新田町５番35―103号
債務者　小溝　幸子
1　決定年月日時　平成30年４月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第６８号
盛岡市西青山３丁目15番５号
債務者　平舘　俊明
1　決定年月日時　平成30年４月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第１１号
新潟県糸魚川市大字大和川220番地２、前住所新潟県糸魚川市新鉄２丁目12番34号
債務者　朝比奈昭広
1　決定年月日時　平成30年４月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成３０年（フ）第５５４号
大阪市淀川区三津屋北２丁目15番23号
債務者　堀本　知砂
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第５６０号
大阪府茨木市主原町７番８号　ネオコーポ都120号
債務者　稲吉　竹子
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第６２５号
大阪府吹田市千里丘西18番１号（107）
債務者　小林　　徹
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部